

令和5年塩尻市議会9月定例会

総務産業常任委員会会議録

○日 時 令和5年9月13日（水） 午前10時00分

○場 所 全員協議会室

○審査事項

議案第9号 塩尻市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

議案第10号 塩尻市水道事業給水条例の一部を改正する条例

議案第17号 財産の無償譲渡について

請願9月第3号 「健康保険証」の存続に関する意見書の提出を求める請願

○出席委員

委員長	小澤 彰一 君	副委員長	石井 勉 君
委員	古畑 秀夫 君	委員	小野 芳幸 君
委員	上條 元康 君	委員	青木 博文 君
委員	赤羽 誠治 君	委員	中野 重則 君
委員	中村 努 君		

○欠席委員

なし

○説明のため出席した理事者・職員

別紙名簿のとおり

○議会事務局職員

事務局長	山崎 浩明 君	事務局次長	宮原 勝広 君
事務局係長	酒井 千鶴子 君		

午前9時56分 開会

○委員長 おはようございます。ただいまから9月定例会総務産業常任委員会を開会いたします。定刻より若干早いですが、全員おそろいのようなので始めさせていただきます。

昨日は、行政視察として林業総合センター、お疲れさまでした。今後、提案などに生かしていきたいと思います。

それでは、審査に入る前に理事者から挨拶があればお願いいたします。

理事者挨拶

○副市長 おはようございます。本日は大変お忙しい中、総務産業常任委員会を開催いただきまして、誠にありがとうございます。御提案を申し上げております議案につきまして、よろしく御審査を賜りますようお願い申し上げます。

○委員長 ありがとうございます。それでは、本日の日程を申し上げます。当委員会に付託された議案は別紙委員会付託案件表のとおりです。日程その他について、副委員長から説明いたします。

○副委員長 皆さん、おはようございます。本日は、議案及び請願の審査を行います。請願の審査は10時45分頃を予定いたしております。なお、委員会終了後、議会側案件による協議会を開催いたします。午後は、「森林・林業・林産業活性化促進議員連盟長野県連絡会議総会・研修会」があります。以上です。

○委員長 それでは、ただいまから議案の審査を行います。円滑な議事進行のため、委員長の指名を受けた者のみの発言とし、簡潔明瞭な説明、一問一答方式による質問、答弁に心がけていただくよう御協力をお願いいたします。また、発言は必ずマイクを通していただきますようお願いいたします。

議案第9号 塩尻市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

○委員長 それでは、議案第9号塩尻市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてを議題といたします。説明を求めます。

○総務人事課長 議案第9号塩尻市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について御説明させていただきます。議案関係資料で御説明いたします。資料の7ページをお願いいたします。

提案理由につきましては、「新型インフルエンザ等対策特別措置法及び内閣法の一部を改正する法律」が令和5年9月1日から施行されたことに伴い、必要な改正をするものです。この法律の改正では、新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえ、感染症の発生及びまん延の初期段階から新型インフルエンザ等対策本部が迅速かつ的確な措置を講ずるための仕組み等を整備するとともに、内閣官房に内閣感染症危機管理統括庁を設置するものとなっております。

2の改正の概要ですけれども、(1)塩尻市一般職の職員の給与に関する条例のほか、2つの条例について「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に名称を改めるものなどとなっております。「新型インフルエンザ等対策派遣手当」について従来では、まん延防止等重点措置時及び新型インフルエンザ等緊急事態宣言が出された以降、他の自治体などから職員の派遣を受け入れた場合、受け入れた側で「新型インフルエンザ等対策派遣手当」を支給することができるとなっておりました。今回の改正によりまして、新型インフルエンザ等対策本部が設置された段階、感染症の発生及びまん延の初期段階から職員の派遣が可能となるため、「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」と名称が改められたものです。

1つ飛びまして、条例の施行等につきましては、公布の日から施行するものです。

3の条例の新旧対照表につきましては8ページ以降になりますけれども、8ページの第1条において塩尻市一般職の職員の給与に関する条例の部分で、それぞれ現行の「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」としております。以降、9ページの第2条関係、10ページの第3条関係においても、同様の改正をしております。説明は以上になります。よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

ます。

○委員長 質疑を行います。委員の皆さんから質問はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないので質疑を終了いたします。これより自由討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 次に、議案に対する討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないので、採決を行います。議案第9号につきましては、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第9号塩尻市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例については、全員一致をもって可決すべきものと決しました。

議案第10号 塩尻市水道事業給水条例の一部を改正する条例

○委員長 次に、議案第10号塩尻市水道事業給水条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。説明を求めます。

○上水道課長 それでは、議案第10号塩尻市水道事業給水条例の一部を改正する条例をお願いします。議案関係資料で御説明いたします。資料の11ページをお願いします。

1の提案理由につきましては、民法の一部が改正されたことに伴い、必要な改正をするものです。

2の概要ですが、他人の給水装置から分岐する給水工事の申込みについて手続を見直すものです。民法の改正に伴いまして、ライフラインにおける設備設置権、いわゆる他人の土地にライフラインの設備を設置する権利及び設備使用权、他人が所有するライフラインの設備を使用する権利について明確化されました。

従来、本市では他者所有の土地に水道設備を設置しなければ給水することができない場合について、土地構築物使用同意書により、その土地所有者の同意を得ることとしており、また他者が所有する給水管を使用し分岐等を行わなければ給水ができないといった場合については、分岐承諾書により同様に所有者の承諾を得た上で、初めて使用することができるようになります。

今後も引き続き、その方針で事務処理を進めてまいります。併せて今回の民法の改正により、土地や水道設備等の所有者が特定できない場合や所在が不明などといった場合については、それらを使用するに当たり、所有者のために損害が最も少ない方法を選定した上で、期間や目的、場所等をその所有者に通知することによって使用ができることとなりました。

12ページの新旧対照表をお願いします。本条例第15条では、従来、他人の給水装置から分岐する給水工事の申込みをしようとする者は、その給水装置の所有者及び土地所有者の承諾を得なければならないと定めており、今回の民法の改正に伴い、「ただし、民法（明治29年法律第89号）第213条の2第3項の規定による通知をした者については、この限りではない」を追記し、改正をするものです。説明は以上です。御審議のほど、よろしくをお願いします。

○**委員長** 質疑を行います。委員の皆さんから質問はありますか。

○**中村努委員** 他人の給水装置から分岐する給水工事というのは、この分岐する時点は、どこのことを指しますか。

○**上水道課長** よくあるケースとしましては、二世帯住宅とかでメーター以降、親の名義の給水管から子が分岐するといったケースがほとんどです。

○**中村努委員** そうすると確認なのですが、最後のお宅につながっている公の給水管から新たにその先へ延ばすということとは、意味が違うということですか。

○**上水道課長** 通常一般的に言われている連合管というものでございまして、1つの給水管から幾つも分岐して各家庭に行っている管も市内に幾つかあるのですが、現在そういった管は少しずつ廃止の方向に向かっていまして、全て道路にある配水管から御自宅1軒につき1軒の給水を取るよう解消を進めております。状況に応じて、その給水管から取らなければいけない場合もあり得るかと思いますので、そういった場合は承諾書を頂いた上で給水管の敷設をしてもらうということが原則となります。

○**赤羽誠治委員** 関連ですが、要するに分岐するのは、メーターの手前から取るということですね。分岐した場合に、例えば今通常だと13ミリメートルを持って来るのだけれど、本来の配水管のほうから来ている管が何ミリメートルか分からないのですけれど、それを増設とかそういうことは、どういう形になるのでしょうか。工事としてはしなくてもいいのですか、圧とかそういうのは下がらないとか、そういう部分は。

○**上水道課長** 基本的には、その区画に賄える配水管が入っておりますので、増設をすることは、まずないです。新たに新築とかで家を建てる場合は、できるだけ配水管から自分のところへ引き込んでもらうといった形にしておりますので、まず他人の土地を通るということは、基本的には原則として考えられないという状況です。

○**赤羽誠治委員** 例えば極端な話、子どもが3人も4人もいて、だんだん農家分家みたいにやっていく場合、そこから何本も取っていくと、どうしてもやはり水圧が下がりますよね。そういう関係は、どういうふうにお考えなのか、その辺りをお聞きしたかった。

○**上水道課長** もし、万が一、本管が細くて、そこからそれ以上水圧が低下するほどの給水管を敷設しなければならないといった場合は、そこからは取らずに、近くにある配水管から距離がありますけれども引っ張ってもらうということになります。ただし、減圧承諾書というものもありますので、それを使用されている方が納得していただければ、そこから取ってもいいという判断で事務処理を行っております。

○**赤羽誠治委員** 最後に1点。その配水管から取る工事と、親なり兄弟なりのところから分岐する工事と、やはり工事費というのは違うのですか。

○**上水道課長** 工事費は大分違うと思います。民地を掘るものですから。水圧は下がってしまうのですけれども基本的に20ミリメートルで一般家庭に引っ張っております。メーターは13ミリメートルをつけてあるのですが、メーター以降を分岐してやる分には、1軒ほどであれば特に水圧には影響は出ません。本管から取ると、どうしても舗装を切ったりしなければいけないですし、距離も伸びますので、金額的にはかかってしまうと思います。

○**委員長** ほかにありますか。

○**中村努委員** この改正案の民法の規定による通知ですけれど、これをもう一度、具体的にどういうことなのか教えてください。

○上水道課長 従来ですと塩尻市の場合は、基本的には土地の承諾ですとか分岐の承諾というのは、必ずもらうようにしております。ですが、それがもらえない状況であれば、所在者が不明ですとか使用者が不明といった場合は、通知を出せば承諾書がなくても足りるといったことです。

○中村努委員 不明という判断にする基準は、どこにありますか。

○上水道課長 それぞれいろいろな資料を基に調査をし尽くした上で、不明だという場合です。明らかに分からないといった状況でございます。

○中村努委員 そういう方というのは所有者ですから、水道の基本料金くらいはかかっている方ということですか。

○上水道課長 基本的には分からないという場合は、もう閉栓状態で基本料金はかかっておりません。使っていないという状況ですので。ただ、そこからしか引っ張れないという場合については、こういった民法の改正の規定に基づいて手続をやっていただくという形ですし、中村委員からの話にもあったのですけれども、所有者が分からないということですので、通知を出すといっても出せない場合があります。

民法の規定によりますと、もし通知することができないといった場合は、民法 98 条により公示による意思表示を行うこととされております。その公示による意思表示をする方法としましては、簡易裁判所で手続を行いまし裁判所の掲示場に掲示した上で、原則として掲示があったことを官報に掲載し、官報に掲載された日から 2 週間経過すれば、それが相手方に通知したと見なされますので、もしそういった形で所有者が分からずに通知することができないといったものについては、今御説明しました手続を取っていただくということになります。

○中村努委員 分かりました。

○委員長 ほかにありますか。よろしいですか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないので質疑を終了します。これより自由討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 次に、議案に対する討論を行います。ありませんか

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないので、採決を行います。議案第 10 号につきましては、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第 10 号塩尻市水道事業給水条例の一部を改正する条例については、全員一致をもって可決すべきものと決しました。

議案第 17 号 財産の無償譲渡について

○委員長 次に、議案第 17 号財産の無償譲渡についてを議題といたします。説明を求めます。

○農林課長 それでは、議案関係資料の 31 ページをお願いいたします。

1 の提案理由ですが、財産を無償で譲渡することについて、地方自治法第 96 条第 1 項第 6 号の規定により、議会の議決をお願いするものです。

2の概要になりますが、(1) 譲渡財産は平成6年10月24日に国の独立行政法人、国立研究開発法人森林研究・整備機構と締結した分収造林契約の持分10分の1です。造林地は塩尻市大字奈良井99番の保安林。地積は16万7,914平米、約16.8ヘクタールです。樹木の種類はヒノキ。

(2) 相手方は、松本広域森林組合です。

(3) 譲渡目的は、造林地における樹木の適正な管理及び育成を図るためです。こちらにつきまして、補足説明をさせていただきます。本件の契約は、水源かん養を目的とする水源林分収造林契約であり、造林地所有者が土地を提供。造林者が植栽、樹木の保育管理を行い、造林費負担者が負担費用と技術指導をそれぞれ行う仕組みとなっております。参考の表の左半分にありますとおり、現在は2者契約となっており、市が造林地所有者及び造林者、機構が造林費の負担者となっておりまして、持ち分割合は市が60%、機構が40%となっております。今回、これを3者契約とすることで、これまで市が担ってまいりました造林者の義務を森林組合に担っていただくことにより、市の持分60%のうち10%を森林組合に譲渡することとし、市が50%、機構が40%、組合10%としたい考えです。なお、この持分割合につきましては、機構が定める分収造林事業実施要領に規定されたものとなっております。

契約変更によるメリットといたしましては、専門的な知識や技術を有する森林組合が、適時適切な管理を行うことで樹木の適正な管理・育成が図られること。また、市としては造林者として実施すべき事業にかかる負担が軽減されることなどがあります。一方、デメリットといたしましては、将来の分収によって得られる収入が減少することです。しかしながら、現在の実勢価格に基づく試算結果によりますと、市の負担軽減による経済的効果が分収収入の減少を上回るものと見込んでおります。私からの説明は以上です。よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○委員長 質疑を行います。委員の皆さんから質問はありますか。

○赤羽誠治委員 参考までに教えてもらいたいのですが、今まで造林費というのは、どのくらいかかったのですか。

○農林課長 すみません、お調べいたしまして、後ほど答弁させていただきたいと思います。

○委員長 関連していいですか。具体的には市の中で誰がやっていたのですか。

○農林課長 植林から約30年経過という状況でありまして、これまで特段、市として造林管理等を行ってきたというような状況ではありません。ただ、成長が30年ということになりますと、そろそろ間伐ですとか枝打ち等々のメンテナンスが必要な時期を迎えるという状況です。そのために今回、御提案をさせていただいたという流れです。

○委員長 ほかにありますか。

○古畑秀夫委員 これは、言ってみれば松本広域の森林組合員に手間賃というか、それで10%支払うということだと思いますが、それはずっと長い間、伐採までこういう形の契約になるという理解でよろしいでしょうか。

○農林課長 委員お見込みのとおり、立木を成林した後、伐採するまでこういった形で管理するという考え方で

○委員長 ほかにありますか。

○中村努委員 もし、市が造林地所有者として、この持分割合を変えずに施業だけ森林組合に出すということも

可能なのか、その費用はこういうふうに分けたほうが低コストで済むという理解なのか、そのあたり教えてください。

○農林課長 市が直営で造林作業をするということは、人手、技術面、安全面等々で非常に難しいと見ております。ですので、継続的に造林作業をしていただける業者に外注したほうが合理的であるという判断をしております。

○中村努委員 そうすると、まだ市が50%ということなのですが、その部分は手が入らないということになるのですか。

○農林課長 市が土地所有者ではありますけれども、造林は松本広域森林組合が全域にわたって行っていただけますので、それは心配がございません。

○委員長 ほかにありますか。

○農林課長 先ほどの赤羽委員の御質問に対して、担当の係長から御答弁申し上げます。

○林業振興係長 先ほどの赤羽委員より御質問いただきました、これまで幾らほど費用がかかっているのかという御質問です。すみません、今、金額ベースが手元にないので、また後ほどお調べさせていただいて御報告させていただきます。

これまで当該、市の持っている保安林で施業してきたのは、植栽を平成7年に行っております。今言ったとおり16.8ヘクタールありまして、一気に16.8ヘクタールをやったわけではなくて、例えば年間でおおむね5ヘクタールずつ植栽をしてきた。そして、下刈りが平成7年から平成13年までの毎年。ですので、このときは多分、当時まだ檜川村だったと思いますけれども、檜川村が実施をしてきた。そして、平成13年に延べ1.5ヘクタールの倒木起こしということで、倒れた木を処理する。そして、除伐ということで、ある程度成長してきた不良木を切るということを平成18年から20年まで、それぞれ実施をしています。そして最後が、平成13年に枝払いということで3.3ヘクタールを実施しております、いよいよ間伐というような施業。

これだけの作業をやっているわけですし、これらがそれぞれ幾らかかっているかというのは、少し調べるのにお時間を、村当時のこともありますので、お調べさせていただきますけれども、時間がかかることが想定されるかと思っておりますので、御容赦をいただければと思います。

いずれにいたしましても、この施業にかかる費用については、これまで申し上げてきましたとおり、国立独立行政法人の整備機構が、全てかかった分は払ってくれるという形でございまして、実質的持ち出しはありません。これらの業務につきましては、職員が自身でやるわけにはいかないものですので、やはりこれまでは組合に業務委託をする、要は、業務発注を市がやるというような形です。

中村委員からの御質問にもありました経費的な部分ですけれども、当然、我々業務発注をする上で、それをするには設計を立てなければなりません。そのためには、現地に行って測量だとかそういうことも全て、これは、これ自身、業務発注する場合がありますし、職員が数人で行って、それぞれこの16.8ヘクタールを歩き回ってというような、当然これも経費がかかっているわけです。この部分を整備機構は見えてはくれないので、どうしても市の持ち出しになってしまう。この部分が、3者契約にすることによって、全てそういった通常の管理から施業の必要なタイミングの見極め、どのくらいかかるかの設計、これを全て組合に担っていただける。当然、その後の業務もですけれども、そういった部分に関しての市の負担軽減が図れるという部分でして、今回3者契約を

お願いしたいという内容です。

○赤羽誠治委員 分かりました。金額については調べてもらわなくていいので、今の施業の状況を聞いて、ある程度理解できましたので金額は結構です。

○古畑秀夫委員 今の説明だと国立ということで国の研究開発法人森林研究・整備機構というところは、今までどのようなことをしてきて40%の取り分だったのか。今度は、松本広域森林組合がこれからはやっていくということで、今まで国がやってきたこととの関わりというか、国立研究開発法人は、これからは何もやらないという言い方はおかしいけれど、その辺はどういうことになっていますか。

○農林課長 もともと森林公団という名前で発足した団体でして、それが現在の国立研究開発法人ということで模様替えして現在も存続している団体です。その役割ですが、こういった分収林契約に基づく場合は費用負担、指導・助言ということになってきております。

○委員長 よろしいですか。ほかにありますか。

私のほうからお尋ねします。地番というのは、なかなか地図に出てこないものですから、大体概略どこの辺りの位置にするのか、それから水源かん養林という説明がありましたけれども、これは皆伐ということはないと思いますけれども、どのように最終的にはこれを伐採されたり、いわゆる分収という市場に出していくのか、そのあたりの仕組みを少し教えていただきたいのですが。

○農林課長 まず、場所につきましては、JRの中央西線の鳥居トンネル、それから国道19号の新鳥居トンネル、この間にあります峠山という山がありますけれども、この峠山の北東方面一体の17ヘクタールという位置になります。それから今後の伐採の予定ですけれども、これは契約の中で先ほどの森林機構が定めた期間に自分で判断して、そのときに伐採を行って販売するルールになっておりますので、そのときの収益は、そのときの市況に応じてということになるかと思えます。

○委員長 今後も、例えば皆伐とか行った場合に、植林だとか造林というのは継続して行っていくということなのでしょいか。

○農林課長 当然、役割分担として機構が指導・助言をします。それから伐採の判断も行うということですので、これは分収造林ですので、植栽も含めてという考え方になるかと思えます。

○委員長 ほかにありますか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないので質疑を終了いたします。これより自由討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 次に、議案に対する討論を行います。ありませんか

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないので、採決を行います。議案第17号につきましては、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第17号財産の無償譲渡については、全員一致をもって可決すべきものと決しました。

請願9月第3号 「健康保険証」の存続に関する意見書の提出を求める請願

○委員長 引き続き、請願の審査を行います。当委員会に付託されました請願は1件です。請願9月第3号「健康保険証」の存続に関する意見書の提出を求める請願について審査をいたします。本日は、請願者が見えていますので、前の席へお願いいたします。資料配付の求めがありましたので、配付します。

審査の方法につきましては、初めに請願者から趣旨説明を受け、その後、各委員から請願者に質問をさせていただきます。質疑応答が終わりましたら請願者には御退席いただき、委員間で意見を出し合う討論及び採決の形で進めてまいります。事前に文書表が配布されていますので朗読を省きたいが、よろしいでしょうか。

それでは、請願者から趣旨説明をお願いいたします。説明は簡潔にお願いしたいと思います。

○請願説明員 長野県保険医協会の原と申します。本日は、このような機会を頂きましてありがとうございます。

それでは、請願の趣旨説明をさせていただきたいと思います。「健康保険証」の存続に関する意見書の提出を求める請願ということをお願いしております。

政府は、現行の健康保険証を廃止して、マイナンバーカードに一本化する法案を6月に可決・成立させました。ただ、現在御承知のとおり、様々なトラブルが起こっている状況であります。私も長野県保険医協会で調査したところ、67%の医療機関で何らかのトラブルの報告がありました。基本的にトラブルは資格確認ができなかったということですが、その際にどのように確認したかということになりますと、結局、現行の健康保険証をもって確認していたところが多いという結果になっております。さらに、この間報道されておりますように、他人の情報がひもづけられていたということも報告がありました。

そもそも、このマイナンバーカードは任意で申請・取得するものです。ただ、現行の健康保険証が廃止されますと、結局、この保険証を使うために任意であるマイナンバーカードを必ず取得しなければいけなくなる、義務になってしまうということになります。あくまでも、マイナンバーカードは任意ということになります。今、代わりに資格確認書を出すと政府は言っておりますが、これも最大5年とか、プッシュ型で出すということを政府は言っておりますけれども、資格確認書というのはあくまでも申請に基づくものという法律は変わっておりません。よって、今の5年でプッシュ型、これはあくまでも時限的なものということになります。

結局、これで困る方が出てくる。例えば、高齢の方であったり、認知症を抱えている方であったり、障がい者の方。こういった方々は申請というものがなかなかハードルが高いというふうに思います。そういった方々が診療できなくなるということにならないように、ぜひ健康保険証の存続ということで国に意見書を上げていただきたいと思っております。

今、マイナ保険証が確認できない場合は、現行の健康保険証で確認ができる。ただ、現行の健康保険証がなくなった場合、マイナ保険証を持っていない方は、今後、資格確認書を持つということになりますが、マイナ保険証を持っている方は、資格確認書を基本的には持てないということになるかと思っておりますので、マイナ保険証だけで受診したときに、何らかのトラブルがあって資格が確認できなくなるおそれもある。こういうことが言えると思います。

いつでも、どこでも、誰でも、安心して医療が受けられる。これは日本が誇る国民皆保険制度の根幹と思えます。これを継続するためにも、現行の健康保険証を存続するという意見書を国に上げていただくということで、

ぜひ御検討をよろしく願いいたします。

○**委員長** ありがとうございます。ただいま請願者より趣旨説明がありました。委員の皆さんから質問がありましたらお願いします。

○**中村努委員** お越しいただき、ありがとうございます。少しお聞きしたいのですが、長野県保険医協会ですが、多分、全国にもあると思うのですが、この協会はどのような協会で、例えば医師会とか薬剤師会、歯科医師会とか、保険を扱う皆さんの団体とはどういう御関係になるのか教えてください。

○**請願説明員** 保険医協会という組織は全国にありまして、各県にそれぞれ存在しております。保険医協会の目的は、会員の経営と権利を守るということ、それから国民医療の改善、この2つの大きな目的の下に活動している団体になります。会員は医師、歯科医師になります。医師会、歯科医師会という組織がありますけれども、そちらの組織とは全く関係のない組織になります。

現在、医師会、歯科医師会には、100%ではありませんけれども、おそらく医師、歯科医師の方が、ほぼ御加入いただいていると思われましても、私どもの団体はあくまでも任意ということで、県内の約半分ぐらいの先生方が御加入いただいている組織という形になります。

○**中村努委員** 分かりました。今の御説明の中に資格確認書のお話が出ましたけれども、政府はプッシュ式でやると言っていますので、法律に申請主義とは書いてあるのだけれども、ほかの行政サービスにもプッシュ型が増えてきて、特に申請せずに自動的に送られてくるシステムだと思うのですが、これが届かない方というのはいらっしゃるのですか。

○**請願説明員** 基本的にはプッシュ型ということになりますので、届かない方は、おそらくいないと思います。ただ、今のマイナ保険証を持っていない方というのをきちんと保険者が把握しているのかどうか。ここが不明な部分もありますので、100%くまなく渡るかどうかというのは、私、分かりませんが、ただ、基本的にはプッシュ型ということでやる以上、くまなく漏れなく配付していただかないと困ると思っております。ただ、これは先ほど申し上げたように、あくまでも時限的なもの、法律上は申請主義というところは変わっていないということになります。

○**中村努委員** もう1つ。2024年秋に健康保険証が廃止という法律が、もう成立しています。これを残すということになると、法律の改正をするという必要があると思うのですが、そういう御認識でしょうか。

○**請願説明員** 当然、廃止して一本化するという法案がもう既に通っておりますので、これは変えていただかないといけないという認識でおります。

○**委員長** ほかにありますか。

○**中村努委員** 請願者に対してでなくてもいいですか。

○**委員長** 後で意見を求めますがけれども、今は請願者に対する質問ということに限定させていただきます。

ほかにありますか。

〔「なし」の声あり〕

○**委員長** ないので、以上で質疑は終了いたします。請願者の方はここで御退席をお願いいたします。大変お疲れさまでした。

○**請願説明員** ありがとうございます。

○委員長 次に、委員の皆さんの御意見をお聞きします。御意見はありますか。

○中村努委員 行政の方に。今のやりとりの中でプッシュ式の資格確認書というお話が出ました。プッシュ式にして、保険証が確実に届かない方がいるかどうかは不明であるという御説明だったのですが、行政として、プッシュ式にしたときに、そういう人が出る可能性というのは、あるのかないのか教えてください。

○デジタル戦略課長 国民健康保険に関しましては、住民記録のサーバの連携ができる関係で確認ができるものと思いますけれども、本会議の中でも御説明させていただきましたとおり、まだ事務所掌等が全く国から示されていない状況なので、今の段階で確実にというようなお答えはできかねると思います。

○中村努委員 マイナ保険証を持たない方の捕捉というのを、どういうふうにするかも示されていないという理解でいいですか。

○デジタル戦略課長 その部分につきましても、今後、通知があると確認しております。先ほどの答弁につきまして、居所不明な方については、届けることができるかどうか分からないところがありますけれども、住民記録として確認ができる方については、通知ができるものと考えております。

○委員長 質問についてはよろしいですか。では、意見を。

○小野芳幸委員 行政の方に質問も併せた形での話になるのですけれども、今、ここで、政府がいろいろなことを言ってきている。それで、以前よりは改善する方向にある形で対策を取って、このマイナ保険証を前向きに進めていこうと、そういう状況にあるということよろしいですか。この間の私の一般質問でも同じようなことを質問させてもらっているのですけれども、今、認識としては、そういう状況にあるということよろしいでしょうか。

○企画政策部長 現在、マイナンバーの総点検をしていて、要は、ひもづき誤りの該当者について支障があるという、総体的にはそういうことであります。本市においては、ひもづき誤りはないということですが、一部健康保険組合等で個別にひもづけをやっている場合に、他人のデータが違う番号についたりといったことがあります。

マイナンバー総点検の具体的な作業はこれから始まってきますので、それを全部解消してから具体的な保険証の送付、資格証の送付等が始まるということが現時点で申し上げられること。ミスを含めて潰してから次の行動に移るという認識でおります。

○小野芳幸委員 今の話ですと、4月、5月、6月でいろいろトラブルが報道されているのですけれども、そういったことを含めて、今度11月いっぱいの総点検でメスが入って、改善される対策を取っていることも事実でよろしいのですか。

○デジタル戦略課長 委員御指摘のとおりで間違いないと思います。

○小野芳幸委員 あと、直接的に今、塩尻市が確実に関与できる保険というのは、国民健康保険と後期高齢者医療制度に関わる資格管理という位置付けで、これは皆さんよく分かっていることだと思うのですけれども、ほかの保険組合に関しては、やはり何も言えないですね。国保係もしょうがないと思うので。

○デジタル戦略課長 委員御指摘のとおりです。

○小野芳幸委員 ありがとうございます。現状把握という形で質問させていただきました。

○企画政策部長 私どもが今考えているのは、マイナポータルサイトのサイトに「わたしの情報」といいまして、自分の情報を確かめられる機能があります。これは、マイナンバーカードをスマホにかざして個人認証が簡単に

できます。暗証番号を打てば、自分の保険情報は確認できるわけですから、我々行政としては、そういった機能を市民に周知をして、なるべく漏れを防ぐといえますか、しっかり確認していただく。これが私たちの取るべき大事な手段だと考えています。

○**小野芳幸委員** 実は私、この間の答弁からいろいろやっているのですが、これ、一市民というかユーザーとして、私は市の管轄する国民健康保険なので、やった感覚で言わせてもらいます。まず、スマホの関係のかざすところは、機種によって、非常にマイナポータルと連携するところでトラブルなのです。だから非常にやりにくいということ。パソコンでやるとリーダーを買わないといけないものだから、一概に周知徹底しても、皆さん、できるかどうか分からないという課題がある。保険証を存続してくれとか、マイナ保険証にするとか、両方のところで必ず出てくる問題なので、ここは今、参考意見として、こんなことがあるということだけの認識です。

○**委員長** 請願に関係した質問ということで、ありますか。

○**青木博文委員** 政府のほうでも、来年の秋までには廃止したいという方針が法律で出ているわけでありまして。トラブルは11月末までに調査すると言われておりますが、マイナンバー保険証の安全性とか有効性というものをもっと説明したり、資格確認書等についても、もっと国民に分かるように、市でいえば市民ですが、分かるように説明していくことが重要であると私は思っております。

そういうことでこの請願には、私は反対です。若干の意見書を出すことについては賛成するわけですが、請願については反対であります。

○**委員長** ほかにありませんか。

○**古畑秀夫委員** 質問ですが、マイナンバーカードをなくしたとか、医者に行ったとき、忘れて家に置いてきたというときは、どのような形になると理解していますか。

○**デジタル戦略課長** マイナンバーカードを紛失した場合に関しましては、再発行という手続を取っていただくという形になりますので、市役所に申請していただければ再発行はできると思います。医療機関に持っていきのを忘れた場合につきましては、今ここでお答えする知識を持っていませんので、後ほど確認をさせていただきたいと思います。

○**古畑秀夫委員** なくしたときは、その時点で医者に行った場合は、取りあえず10割払わなければいけないことになるのかどうかを聞いただけです。

○**デジタル戦略課長** 所管外なのでお答えできません。

○**中村努委員** これは、報道ベースというかテレビの解説程度のことになるのですけれど、現行でも、紙の保険証持たずにお医者さんにかかることはよくあって、次に来たときに出してくださいと。なくしたとしたら、再発行されたら持ってきてくださいで済んでいるので、それと同じことだとテレビで解説しておりました。

○**上條元康委員** 現在マイナンバーカードを発行している中で、この塩尻市の中で、どのぐらいの方が保険証をひもづけされているのかお分かりでしょうか。そこまでは分かりませんか。

○**デジタル戦略課長** 本会議の中で、百瀬部長のほうから7割という数字をお答えしていると思います。その数字になると思います。

○**委員長** ほかにありますか。

○**中村努委員** 私も、請願の目的が、健康保険証の廃止を行わず存続を求めるということで、法律改正をしてく

れというふうに受け取りました。そうなってくると賛同しかねる部分があります。

マイナ保険証を巡るトラブルというのは、御紹介があって、今日も資料を頂いて、そのとおりだとは思いますが。それに対して政府でも、保険医協会と医師会の関係のことをお聞きしたのですけれども、こういった問題を受けて、政府はマイナンバーカードと健康保険証の一体化に関する検討専門家ワーキンググループを設置して、厚生労働省、医師会、歯科医師会、薬剤師会、健康保険組合、国民健康保険中央会等、専門家が入って検討を重ねてきた結果がこの資格確認書です。それが当初と変わってきて、申請式のものがプッシュ式になって、さらに保険者の判断で最大5年間延長ができる。こういうような形になり、8月9日の医師会会長の記者会見で、この法律改正というか、保険証廃止の延長の必要はないという医師会としての正式なコメントが出ていることから、私は健康保険証を継続するということについては反対です。

ただ、もし委員の皆さんの中で、被保険者の皆さんの不安とか、政府に対して言いたいことがあるということなら、保険証を廃止しないということには賛同できませんが、別の形で意見書を出すということであれば、一考の余地があるかなと思います。

取りあえず、この請願自体については反対という意見を申し上げたいと思います。

○委員長 反対という御意見が続きました。この請願について、採択に賛成する方の御意見はありますか。

○古畑秀夫委員 先ほどの請願者の説明の中でもありましたし、今日の頂いた資料の中にも出ていますように、いろいろなトラブルが現実起きていて、特に医療に関わる部分ですから、薬だとかいろいろな問題の部分、他人のものがひもづけされていると命に関わる大事な問題です。当面やはり、今混乱しているし、不安に思っている国民が多い中では、保険証はマイナカードでやるほうが、大勢の方がひもづけしている状況もあるので、それはそれとして進めていけばいいと思うけれども、現在の保険証も取りあえずは残していただいたほうがいいのではないかとということで、今の請願については賛成したいと思います。

○委員長 ほかに賛成の御意見ありますか。ありませんか。

○中村努委員 自由討論をしてもいいですか。

○委員長 結構です。

○中村努委員 今の古畑委員の意見について質問です。そういった方々のために、保険証の代わりに資格確認書を出して、その懸念を払拭しているのですが、それでどういう不足があるのか教えてください。

○古畑秀夫委員 そのことについて、確認書もあるのですけれども、それまた先ほど言ったように、全員に届くのかどうかといういろいろな問題も今の中でははっきりしていない部分があります。私も1か月に1回ほど医者にかかっているのですが、マイナカードを使っている方を見たことがなくて、ほとんど今までどおり保険証で行われておりますし、高齢者の方が特に多い中では、当面残しておいたほうがいいという理解です。

○中村努委員 今、資格確認書が届かない可能性というのは、住所不明の方なのですね。現実には郵送で各保険組合からそれぞれに保険証は届いているわけです。ですから、住所が分かっているながら届かないという方はいないことになります。ですので、保険証がある必要がない状態に今あると思います。その辺いかがですか。

○古畑秀夫委員 確かにそういうことで皆さんが心配なくいければいいわけですが、現実には国民の皆さんが理解していない部分もあったり、心配しているという状況があり、ここのアンケート調査の中でも、そういうことが出ております。そういった皆さんの声を大切にしたいほうがいいということです。

○委員長 ほかにありますか。

○上條元康委員 少し関連しまして、資格確認書について、政府でプッシュ型ということであれば、今の保険証とそう変わらなくなる。また、これに関わる手間とかコスト、非常にばく大なものになってくるということが、今問題視されているのかと思います。

○小野芳幸委員 今、資格確認書の費用の面で、手続の関係なのですけれども、政府もこれにかかる費用と、後のマイナンバーと一体化にしたほうの費用に関して試算を出しています。その費用の試算のやり方でいうと、変えたとしても、資格確認書をたとえ出したとしても、費用の面では差し障りないという見解を、数字まで、確か示されていたと思います。

○中村努委員 今の小野委員の意見と同様で、このまま保険証を残した場合の費用と、新たに資格確認書を出したときの費用、10倍の差があります。資格確認書のほうが安上がりになるという政府の試算です。この政府の試算が信用できないといえばそれまでですが、今はそれしか数字は持ち合わせていないので、そういう理解をしております。

○委員長 ほかにありますか。

○古畑秀夫委員 もう1つ心配されるのは、マイナンバーカードにいろいろなものをひもづけしていくということで、先ほど、紛失したとかという問題が出たときに、先行している国なんかは、あえて分けているというのも聞いております。全て1枚のカードにひもづけするということが、果たして、なくしたりいろいろなトラブルがあったときに大きな問題になる可能性があるということで、多分、分けていると思うのです。私は、そういったことも今後の中では心配されます。

○委員長 まだ発言されていない方は、よろしいでしょうか。

それでは、採択と不採択の二通りの意見が出ております。採決につきましては挙手にて行いたいと思います。なお、挙手しない委員においては不採択とみなします。採択に賛成の委員の挙手をお願いいたします。

[挙手]

○委員長 挙手は少数です。よって、当委員会では、請願9月第3号「健康保険証」の継続に関する意見書の提出を求める請願につきましては、不採択とすることに決しました。

以上をもちまして、当委員会に付託されました審査は全て終了いたしました。なお、当委員会の審査結果報告書及び委員長報告につきましては、委員長に御一任願いたい、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、そのようにいたします。

最後に、理事者から挨拶があればお願いいたします。

理事者挨拶

○副市長 本日は、御提案申し上げました案件を御審査賜りまして、原案どおりお認めいただきました。誠にありがとうございました。

○委員長 ありがとうございました。以上をもちまして、令和5年9月定例会総務産業常任委員会を閉会といたします。お疲れさまでした。

令和 5 年 9 月 13 日（水）

委員会条例第 29 条の規定に基づき、次のとおり署名する。

総務産業常任委員会委員長 小澤 彰一 印